

令和7年第2回（3月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第14号	令和6年度上越市一般会計補正予算（第8号）	こども家庭センターほか	1～7
議案第24号	上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	幼児保育課	8～9
議案第35号	上越市児童館条例の一部改正について	こども家庭センター	10
議案第36号	上越市若竹寮条例の一部改正について	こども家庭センター	11
議案第37号	上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	幼児保育課	12～18
議案第43号	上越市児童遊園条例の一部改正について	こども家庭センター	19
議案第58号	公有財産の無償貸付けについて（南川児童館）	こども家庭センター	20～21
議案第5号	令和7年度上越市一般会計予算	こども家庭センターほか	22～61

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事业、経常的事业、政策的事业に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事业…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事业…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事业…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第14号
提出課	こども家庭センター

歳出科目 (P68～P69)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童扶養手当給付事業	609,073	△67,826	541,247

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△24,879	扶助費	△67,826
一般財源	△42,947		

【補正理由】

児童扶養手当の支給対象世帯数が当初の見込みを下回ることから、所要額を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童扶養手当給付費負担金	202,075	△24,879	177,196
一般財源		406,998	△42,947	364,051
合計		609,073	△67,826	541,247

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童扶養手当給付費	606,225	△67,826	538,399

<支給対象延べ世帯数>

当初	実績見込み	比較増減
6,621	6,337	△284

歳出科目 (P68～P69)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童手当給付事業	2,888,955	△190,566	2,698,389

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△139,763	扶助費	△190,566
県支出金	△25,411		
一般財源	△25,392		

【補正理由】

児童手当の支給対象児童数が当初の見込みを下回ることから、所要額を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童手当交付金	2,123,386	△139,763	1,983,623
県支出金	児童手当交付金	366,113	△25,411	340,702
一般財源		374,342	△25,392	348,950
合計		2,863,841	△190,566	2,673,275

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童手当費	2,855,585	△190,566	2,665,019

<支給対象延べ児童数>

当初	実績見込み	比較増減
237,926	226,294	△11,632

提出課	幼児保育課
-----	-------

歳出科目 (P68～P69)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所運営費	2,028,824	△115,891	1,912,933

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△115,891	給料	△57,587
		職員手当等	△33,369
		共済費	△24,935

【補正理由】

入園児童数の減少等に伴い、保育士の会計年度任用職員の任用が当初の見込みを下回ることから、所要額を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
一般財源	1,801,056	△115,891	1,685,165
合計	1,801,056	△115,891	1,685,165

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
給料	現業会計年度任用職員給料	670,522	△57,587	612,935
職員手当等	現業会計年度任用職員期末・勤勉手当	253,228	△33,369	219,859
共済費	会計年度任用職員共済組合負担金	234,695	△24,935	209,760
合計		1,158,445	△115,891	1,042,554

歳出科目 (P68~P71)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
私立保育所等運営費	4,382,229	137,627	4,519,856

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	104,967	委託料	36,846
県支出金	28,468	負担金補助及び交付金	
一般財源	4,192		△20,339
		扶助費	121,120

【補正理由】

児童保育委託料及び認定こども園施設型給付費が、国が定める公定価格の引き上げ等に
 伴い、当初の見込みを上回ることから所要額を増額するとともに、私立保育園等改築工事
 補助金において補助事業の実施件数が当初の見込みを下回ることから所要額を減額するも
 の

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	私立保育所等施設型給付費負担金	1,946,159	118,526	2,064,685
	就学前教育・保育施設整備交付金	85,430	△13,559	71,871
県支出金	私立保育所等施設型給付費負担金	840,615	29,227	869,842
	私立保育所等施設型給付費地方単 独費用県費補助金	138,911	△759	138,152
一般財源		1,325,317	4,192	1,329,509
合計		4,336,432	137,627	4,474,059

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	児童保育委託料	386,197	36,846	423,043
負担金補助 及び交付金	私立保育園等改築工事補助金	128,144	△20,339	107,805
扶助費	認定こども園施設型給付費	3,705,567	121,120	3,826,687
合計		4,219,908	137,627	4,357,535

歳出科目 (P70~P71)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
特別保育事業	483,141	△36,043	447,098

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△552	委託料	△29,006
県支出金	△3,925	負担金補助及び交付金	
一般財源	△31,566		△7,037

【補正理由】

私立保育園等への障害児保育委託料について、各園の状況に応じ、施設型給付費等に切り替えて支出したことなどから、所要額を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	保育対策総合支援事業費補助金	1,649	△552	1,097
県支出金	保育対策総合支援事業費補助金	20,178	△3,925	16,253
一般財源		319,734	△31,566	288,168
合 計		341,561	△36,043	305,518

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	障害児保育委託料	193,145	△29,006	164,139
負担金補助 及び交付金	保育環境改善等事業補助金	11,046	△7,037	4,009
合 計		204,191	△36,043	168,148

※障害児保育に係る施設型給付費等の増は、私立保育所等運営費 (P4) において増額補正する。

歳出科目（P70～P71）	3款2項2目	保育所運営費
---------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
病児・病後児保育室運営費	79,774	10,926	90,700

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	3,354	委託料	10,926
県支出金	3,354		
一般財源	4,218		

【補正理由】

感染性胃腸炎やインフルエンザ等の感染症の流行に伴い、病児保育室の利用児童数が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	19,715	3,354	23,069
県支出金	子ども・子育て支援交付金	19,715	3,354	23,069
一般財源		32,408	4,218	36,626
合計		71,838	10,926	82,764

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	病児保育事業運営委託料	48,557	10,926	59,483
合計		48,557	10,926	59,483

<延べ利用児童数>

当初	実績見込み	比較増減
3,612	4,612	1,000

提出課	こども家庭センター
-----	-----------

歳出科目 (P72~P73)	4款1項1目	母子衛生費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
母子保健事業	212,528	0	212,528

主な補正財源		主な経費	
県支出金	5,120		
一般財源	△5,120		

【補正理由】

新たに創設された新潟県不妊・不育症治療費助成事業補助金の交付決定を受け、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	不妊・不育症治療費助成事業補助金	0	5,120	5,120
一般財源		194,325	△5,120	189,205
合計		194,325	0	194,325

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第24号
提出課	幼児保育課

上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定理由

児童福祉法の一部改正等に伴い、満3歳未満の乳児等を対象とした「こども誰でも通園制度」^{*1}が、令和7年4月から本格実施されることを受け、事業所等における設備及び運営に関する基準を定めるもの

2 主な規定内容

- (1) 乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の総則的事項について基準を定める。
 - ア この条例で定める最低基準は、衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。（第3条関係）
 - イ 事業を運営するに当たって、利用乳幼児の人権に十分配慮するなどの一般原則について規定する。（第6条関係）
 - ウ 事業者は、非常災害に対する具体的計画を立てるとともに、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。（第7条関係）
 - エ 事業者は、利用乳幼児の安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。（第8条関係）
 - オ 事業者は、利用乳幼児の移動等のために自動車を運行するときは、その所在を確認しなければならない。（第9条関係）
 - カ 事業者は、利用乳幼児をいかなる理由によっても差別的取扱いをしてはならない。（第13条関係）
 - キ 事業者の職員は、利用乳幼児に対し、虐待など心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。（第14条関係）
 - ク 事業者は、利用乳幼児の使用する食器等について衛生上必要な措置を講じるとともに、感染症の予防等のための研修及び訓練を実施するよう努めなければならない。（第15条関係）
 - ケ 事業者は、食事提供を行う場合には、当該施設で必要な調理機能を有する設備を備えなければならない。（第16条関係）
- (2) 事業の区分は、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業^{*2}とする。（第21条関係）
- (3) 一般型乳児等通園支援事業における必要な設備、職員の配置、支援の指針及び保護者との連絡について、それぞれ基準を定める。（第22条―第25条関係）
- (4) 余裕活用型乳児等通園支援事業における必要な設備、職員の配置、支援の指針及び保護者との連絡について、それぞれ基準を定める。（第26条・第27条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

※1 「こども誰でも通園制度」とは、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度で、法律上の名称は「乳児等通園支援事業」という。

※2 「一般型乳児等通園支援事業」とは、保育所等の利用定員とは別に、専ら乳児等通園支援事業に従事する職員を配置することで、同事業の職員の配置基準を満たし、在園児と合同又は専用室を設けて行う事業であり、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とは、保育所等において、利用児童数が利用定員に達していない場合に、現行の職員配置により在園児と合同で行う事業をいう。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第35号
提出課	こども家庭センター

上越市児童館条例の一部改正について

1 改正理由

現在、利用を休止している南川児童館について、児童発達支援サービス等を実施する事業者に貸付けるため、施設の供用を廃止するもの

2 改正内容

条例中で引用する施設から南川児童館を削除する。（第1条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

4 上越市児童館条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改正案		改正前	
(設置) 第1条 略		(設置) 第1条 略	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
大潟児童館	上越市大潟区土底浜1889番地1	大潟児童館	上越市大潟区土底浜1889番地1
	(削除)	南川児童館	上越市頸城区上吉194番地1
名立児童館	上越市名立区名立小泊468番地	名立児童館	上越市名立区名立小泊468番地

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 6 号
提 出 課	こども家庭センター

上越市若竹寮条例の一部改正について

1 改正理由

若竹寮の運営について、国の方針に沿って、小規模なグループによるきめ細かな養育を推進するため、その定員を変更するもの

2 改正内容

若竹寮の定員を「56人」から「48人」に変更する。（第3条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

4 上越市若竹寮条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
（定員） 第3条 若竹寮の定員は、 <u>48人</u> とする。	（定員） 第3条 若竹寮の定員は、 <u>56人</u> とする。

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 7 号
提 出 課	幼児保育課

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

国が定める基準の一部改正に伴い、事業所等における設備及び運営に関する要件を緩和するなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

(1) 第 1 条の規定による上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正内容

ア 特定地域型保育事業者が、満 3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関して支援を行う施設（この号において「連携施設」という。）を確保することが困難な場合、小規模保育事業等を行う者を連携協力者として確保することで、連携施設の確保に代えることができる。（第 4 2 条関係）

イ 連携施設の確保が著しく困難と市が認める場合、連携施設の確保を求めないこととする経過措置を延長する。（附則第 5 項関係）

ウ その他文言を整備する。

(2) 第 2 条の規定による上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容

ア 家庭的保育事業者等が、利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う施設（この号において「連携施設」という。）を確保することが困難な場合、小規模保育事業等を行う者を連携協力者として確保することで、連携施設の確保に代えることができる。（第 7 条関係）

イ 栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることを受け、食事提供時の職員体制として栄養士の配置を求めている規定について管理栄養士を追加する。（第 1 7 条関係）

ウ 連携施設の確保が著しく困難と市が認める場合、連携施設の確保を求めないこととする経過措置を延長する。（附則第 4 項関係）

エ その他文言を整備する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援（次項において「保育内容支援」という。）</u>を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未</p>	<p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援を行う</u></p> <p>こと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未</p>

改正案	改正前
<p>満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p><u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者は、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u>（追加）</p> <p><u>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次の</u></p>	<p>満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との</u></p>

改正案	改正前
<p><u>ア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p><u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p><u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u></p> <hr/> <p>(2) 略</p> <p><u>6～11 略</u></p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p> <p>6 略</p>	<p><u>間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>4～9 略</u></p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p> <p>6 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援</u>(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p>(2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>ア <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)で</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援</u>を行う_____こと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>

改正案	改正前
<p><u>あって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> (追加)</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p>ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 略</p> <p>6及び7 略 (食事の提供の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の</p>	<p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4及び5 略 (食事の提供の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の</p>

改 正 案	改 正 前
<p>施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5～10 略</p>	<p>施設、保健所、市等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5～10 略</p>

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第43号
提 出 課	こども家庭センター

上越市児童遊園条例の一部改正について

- 改正理由
くろかわ児童遊園について、利用実態等を踏まえ、供用を廃止するもの
- 改正内容
条例中で引用する施設から「くろかわ児童遊園」を削除する。（別表関係）
- 施行期日
令和7年4月1日
- 上越市児童遊園条例改正案新旧対照表

（太枠部分が改正箇所）

改 正 案		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
諏訪児童遊園	上越市柿崎区柿崎6659番地	諏訪児童遊園	上越市柿崎区柿崎6659番地
	(削除)	くろかわ児童遊園	上越市柿崎区柿崎6146番地2
米山寺児童遊園	上越市柿崎区米山寺702番地	米山寺児童遊園	上越市柿崎区米山寺702番地
(略)		(略)	

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第58号
提出課	こども家庭センター

公有財産の無償貸付けについて

1 財産の概要

- ・名称 南川児童館
- ・所在地 上越市頸城区上吉 194 番地 1
- ・区分等

区分	台帳価格	備考
土地	161,549,280 円	児童館面積 446.16 m ²
		駐車場使用面積 796.34 m ²
建物	65,041,289 円	鉄骨造 446.16 m ²

2 貸付けの相手方

上越市西城町 2 丁目 10 番 25 号
株式会社井手塾
代表取締役 大島 誠

3 貸付けの目的等

(1) 目的

当市の第 3 期障害児福祉計画に基づき民間との連携により身近な地域で発達支援サービスを提供する体制を整えるため。

(2) 要件

当該施設において、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する「児童発達支援」の実施を要件とする。

(3) 貸付けの方法

無償貸付け

(4) 貸付けの期間

契約締結の日から 5 年間

4 無償貸付けの理由

「児童発達支援」は社会福祉法に基づく第 2 種社会福祉事業に該当し、高い公益性が認められるとともに、近隣地域に児童発達支援事業所の設置がない現状において、市空き施設の無償貸付けにより事業所進出を後押しするため。

5 貸付財産位置図



6 貸付物件外観



所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第5号
提出課	こども家庭センター

歳出科目 (P190～P191)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童扶養手当給付事業	578,087	551,115	26,972

主な財源		主な経費	
国庫支出金	191,636	報酬	1,727
一般財源	386,451	旅費	41
		職員手当等	499
		役務費	476
		共済費	396
		扶助費	574,910

【目的】

ひとり親家庭等の児童を監護する母、父又は父母以外の養育者に対し、児童扶養手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図る。

【実施内容】

(1) 支給月額

所得及び児童数に応じて決定

区分	児童1人	児童2人以上
全部支給	45,500円	児童1人につき 10,750円加算
一部支給	10,740円～45,490円	児童1人につき 5,380円～10,740円加算

※限度額以上の所得がある場合は、支給停止

(2) 支給人数及び支給額等

区分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
支給人数(月平均)	1,056	1,051
母子	1,009	1,005
父子	47	46
支給額(千円)	531,590	574,910
1人当たり平均支給額(円)	503,399	547,012

歳出科目（P190～P191）	3款2項1目	児童福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子育て支援事業	8,014	6,009	2,005

主な財源		主な経費	
国庫支出金	573	一般財源	6,855
県支出金	60	報酬	1,928
繰入金	526	需用費	1,507
		委託料	1,099
		使用料及び賃借料	708
		負担金補助及び交付金	1,119

上越市こども計画に基づき、各種施策を着実に推進し、子どもが健やかに成長できる環境を整備する。

○こども計画の推進 7,023

【目的】

上越市こども計画（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）に基づく各種施策を着実に推進する。

【7年度目標】

- ・上越市こども計画に位置付けた各種施策の着実な推進を図る。
- ・子どもへの食事提供や学習支援の場等の新規開設を行う地域の団体等に対して、その費用を助成することにより、子どもの居場所づくりを推進する。
- ・生後8週未満の乳児の一時預かり費用を助成し、保護者の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。
- ・高校の制服等リユース事業を、民間団体の知見を活用しながら試行的に実施し、子どもの高校への就学を支援する。

【実施内容】

- ・上越市こども計画に位置付けた各種施策を着実に推進するため、子ども・子育て会議において、事業の進捗の点検・評価や教育・保育施設の利用定員の設定等、子育て支援施策に関する必要な事項及び実施状況について調査審議を行う。
- ・子どもの権利に関する理解と知識を深めるため、子どもの権利学習の実施や市民を対象とした講座を開催する。

[新]・子どもの居場所づくり支援

子どもへの食事提供や学習支援の場等の新規開設を行う地域の団体等に対して、開設に伴う費用について、1団体10万円を上限に補助を行う。

[新]・乳児一時預かり費用助成

民間団体が実施する生後8週未満の乳児の一時預かりを利用した市民に対し、利用料の半額（30分あたり500円上限）の助成を行う。

[新]・高校の制服等リユース事業の試行

子どもの高校への就学を支援するため、不要となった制服を回収し、クリーニングや補修を施した上で、所得の少ない家庭等へ提供するリユース事業を試行する。

○子育て支援情報の提供 217

【目的】

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、妊娠期や子育て中の人に対し、ホームページやSNS、子育て支援PRリーフレットを活用して子育て情報を発信する。

【7年度目標】

対象者に個々のニーズに応じた子育て支援が行き届くよう、適時かつ適切な情報発信を行う。

【実施内容】

子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」に、子育てに関するイベントや各種支援制度を見やすく掲載し、子育て支援情報を発信する。

<アクセス件数及びメールマガジン登録者数>

区 分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
アクセス件数	44,181	53,018
メールマガジン登録者数	547	548

○子育てジョイカード事業 347

【目的】

特に経済的負担の大きい多子世帯に対し、企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供し、負担の軽減を図る。

【7年度目標】

事業の継続的・安定的な実施のため、協賛企業の確保に向けて取組を進め、多子世帯の経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

- ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、「子育てジョイカード」を配付し、協賛企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供する。
- ・事業周知のため、協賛企業に対してステッカー等のPR物品を配付する。
- ・事業所等への訪問等により協賛への協力を依頼する。(令和7年1月末現在の協賛企業数199社、協賛店舗数318店)

○地域独自の予算事業 427

- ・地域であんしん つながり事業(高田区)(187)

子どもたちが地域のつながりの中で安心して過ごせる環境づくりを推進するため、地域住民のつながりの形成に向けた情報交換の場・居場所づくりとあわせて、人権啓発活動を行う。

実施主体：CAP・じょうえつ

- ・三和ふれあい食堂事業(三和区)(240)

食を通じて住民の世代間交流を図るため、子どもから高齢者まで地域住民が気軽に集える「三和ふれあい食堂」を開催する。

実施主体：三和ふれあい食堂運営委員会

歳出科目（P192～P193）	3款2項1目	児童福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童手当給付事業	3,467,835	2,398,104	1,069,731

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2,803,778	報酬	1,727
県支出金	330,264	職員手当等	499
一般財源	333,793	共済費	412
		役務費	664
		使用料及び賃借料	109
		扶助費	3,464,315

【目的】

児童を養育している人に児童手当を支給することにより、子育て家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。

【実施内容】

(1) 支給対象及び支給月額 (単位：円)

支給対象		児童1人当たりの 支給月額
3歳未満	第1・2子	15,000
	第3子以降	30,000
3歳から 高校生年代まで	第1・2子	10,000
	第3子以降	30,000

(2) 延べ対象児童数及び支給額

区分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
延べ対象児童数	226,294	266,453
支給額	2,665,019	3,464,315

※児童手当制度の改正により、令和6年10月から所得制限の撤廃や高校生年代までの支給期間の延長、第3子以降の加算額の拡充等がされた。

歳出科目 (P 192～P 193)	3 款 2 項 1 目	児童福祉総務費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子どもの育ち支援事業	18,960	24,756	△5,796

主な財源		主な経費			
国庫支出金	8,910	報酬	8,617	共済費	2,702
県支出金	2,286	給料	2,850	旅費	507
一般財源	7,764	職員手当等	3,505	需用費	483

【目的】

課題を抱える家族への支援を通して、保護者の子育てに関する不安や負担感の軽減を図り、家庭における子どもを育てる力を高めるとともに、健やかに育む環境を整え、子どもの虐待防止につなげる。

【7年度目標】

- ・教職員や認定こども園職員等を対象とした研修等を実施し、子どもの虐待の早期発見・早期支援に取り組む。
- ・子どもの育てにくさを抱える家族が課題を理解し、家庭の中で子どもを健やかに育む環境を整える。

【実施内容】

- ・関係機関がそれぞれの役割や活動内容を確認し、連携して対応できるよう、要保護児童対策地域協議会を開催する。
- ・子どもの虐待等に関する相談時には、社会福祉士や家庭児童相談員等が児童相談所等の関係機関と連携し、子どもや保護者の状況に応じた支援を行う。
- ・教職員や認定こども園職員等を対象に、早期に相談につなげるための研修を実施する。
- ・子ども自身が虐待を理解し、虐待を受けた時に発信ができるよう、小中学生を対象に虐待防止リーフレットを作成し配布する。
- ・市民へのヤングケアラーや虐待防止の認識を高めるため、子どもの虐待予防出前講座を実施する。
- ・子どもの育ちに不安を抱える家族に対し、臨床心理士等が、状況を丁寧に聞き取り、関係機関と連携しながら必要な支援を行う。
- ・保育園や学校、関係機関等の職員を対象に、相談支援ファイル「わたしのきろく」の活用に関する研修を関係課と連携しながら実施する。

提出課	幼児保育課
-----	-------

歳出科目 (P192～P195)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公立保育所運営費	2,201,177	2,028,824	172,353

主な財源				主な経費			
国庫支出金	30,614	使用料及び手数料	54,892	報酬	283,024	共済費	271,869
県支出金	16,176	諸収入	110,086	給料	784,524	需用費	354,181
分担金及び負担金	6,537	一般財源	1,978,321	職員手当等	315,098	委託料	101,618

【目的】

公立保育園において保護者が安心して子どもを預けられる環境を整え、子どもの健やかな育ちを支援する。

【7年度目標】

- ・ 保育園の老朽化に伴う修繕などを適宜・適切に行い、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。
- ・ ICTを活用した保育業務支援システムを導入し、保護者の利便性の向上及び職員の事務負担の軽減を図る。
- ・ 年度途中の入園希望に対応するため、潜在的な保育士の掘り起こしに取り組むとともに、適切に保育士を配置する。
- ・ 全ての子どもの育ちを支えることを目的に「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施し、子育て家庭への支援を強化する。

【実施内容】

(1) 保育の実施

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「保育所保育指針」を基に策定した上越市立保育園の「保育の計画」に沿って、児童の年齢等に応じて適切に保育することで、子どもの健やかな育ちを支える。

(2) 公立保育園の状況

園数	予定利用定員	児童数
34	2,669	1,793

※児童数は、通年における平均の見込数

(3) 職員数の状況（令和7年4月1日時点の見込数）

正規職員		会計年度任用職員					合計
保育士 (園長等含む)	調理員	保育	調理	看護師	事務	保育園士	
240	50	323	57	6	5	33	714

(4) 施設の修繕・工事

- ① 営繕修繕 28,959 (箇所付分 8,037、緊急分 20,922)
- ② 備品修繕 4,168 (箇所付分 380、緊急分 3,788)

(5) 通園バス運行事業

- ① 実施保育園数 18 園
- ② 車両台数等 車両数 24 台、運行組織数 12 団体
- ③ 運行業務委託料 53,579
 - ・通常運行分 51,814 (利用見込人数 126 人)
 - ・園外保育分 1,765

(6) 「乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)」の実施

令和7年度から法に基づき制度化される「乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)」は、全ての子どもを育ちを支えることを目的に、親の就労要件を問わず月10時間までを上限に時間単位で柔軟に子どもを保育園へ預けることができる制度で、令和8年度からの給付制度としての本格実施を見据えて、受け入れ可能な全ての公立保育園で実施する。

(7) 保育業務支援システムの導入

公立保育園 11 園に保育業務支援システムを導入するため、Wi-Fi 環境の整備及びタブレット端末を配備し、システムの運用を開始する。

① システム概要

保育ICTクラウドサービスによる保育業務支援システムを導入し、保育現場の業務省略化及び効率化により「保育の質の確保・向上」を図るとともに、保護者の利便性を向上させる。

② システムの機能

児童の登降園及び職員の出退勤管理、保護者連絡、指導案・日誌作成ほか

③ 令和7年度導入園

- ・大和保育園
 - ・戸野目保育園
 - ・上雲寺保育園
 - ・和田保育園
 - ・高士保育園
 - ・三郷保育園
 - ・諏訪保育園
 - ・柿崎第一保育園
 - ・柿崎第二保育園
 - ・上下浜保育園
 - ・下黒川保育園
 - 合計 11 園
- (令和7年度で全ての公立保育園 34 園への導入を完了する予定)

(参考資料)

令和7年度公立保育園別の予定利用定員及び児童数

	園名	予定利用定員	児童数		園名	予定利用定員	児童数
1	南新町	70	45	19	安塚	30	17
2	東本町	94	60	20	うらがわら	110	51
3	稲田	60	48	21	大島	30	20
4	大和	103	87	22	牧	20	11
5	戸野目	100	71	23	柿崎第一	100	69
6	上雲寺	60	41	24	柿崎第二	80	48
7	和田	70	52	25	上下浜	30	18
8	高士	40	15	26	下黒川	30	16
9	子安	86	66	27	はまっこ	180	140
10	三郷	30	23	28	まつかぜ	110	91
11	諏訪	30	17	29	南川	160	118
12	富岡	76	62	30	大養	150	94
13	夷浜	30	14	31	明治	50	39
14	やちほ	110	59	32	中郷	60	42
15	有田	160	115	33	いたくら	160	100
16	たにはま	30	16	34	きよさと	80	50
17	保倉	60	31	合 計		2,669	1,793
18	北諏訪	80	47				

※児童数は、通年における平均の見込数

歳出科目（P194～P195）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
私立保育所等運営費	4,618,826	4,382,229	236,597

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2,189,579	一般財源	1,362,108
県支出金	1,038,495	委託料	413,060
分担金及び負担金	28,644	負担金補助及び交付金	
			213,430
		扶助費	3,992,336

【目的】

私立保育園及び認定こども園に対し、各種補助等を行うことで、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整え、子どもの健やかな育ちを支援する。

【7年度目標】

私立保育園及び認定こども園への各種委託・補助を継続し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。

【実施内容】

(1) 私立保育園等の状況

	園数		予定利用定員		児童数	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
私立保育園	3	3	390	356	375	339
認定こども園	28	28	3,417	3,298	3,183	3,027
合計	31	31	3,807	3,654	3,558	3,366

※児童数は、通年における平均の見込数

※年度途中の児童増により、施設の面積基準の範囲内において利用定員を超える受入れが可能

※認定こども園は教育認定部分（1号）と保育認定部分（2・3号）の児童数の計

(2) 委託料・扶助費の内訳

- ・運営委託料（園児の健診等に係る委託料） 18,412（全園）
- ・児童保育委託料 394,648（私立保育園3園）
- ・認定こども園施設型給付費 3,946,189（28園）
- ・就園支援給付金（市独自の給食費の軽減分の補填） 10,023（全園）
- ・私立保育園等給食費支援給付金（物価高騰対策） 21,165（全園）
- ・子育て支援施設等利用給付費 14,959（幼稚園・認定こども園預かり保育、認可外保育施設）

(3) 補助金の内訳

- ・私立保育園等保育園士雇用補助金 72,100（29園）
- ・私立保育園等看護職員雇用補助金 8,352（12園）
- ・私立保育園等改築工事補助金 114,478（7園）
- ・私立保育園及び私立認定こども園園児通園バス購入費等補助金 1,000（1園）
- ・再配置対象保育園バス業務支援補助金 17,500（3園）

(参考資料)

令和7年度保育園等の予定利用定員及び児童数

(1) 保育園

	園名	予定利用定員	児童数
1	くろだ	56	56
2	つちはし	200	188
3	さんわ	100	95
合 計		356	339

(2) 認定こども園

	園名	予定利用定員	児童数
1	マハヤナ	200	189
2	たちばな	105	78
3	聖上智オリーブ	120	105
4	たちばな春日	210	187
5	なかよし	105	105
6	大曲	117	117
7	高志	145	143
8	聖母マリア	110	94
9	ひがししろ	110	110
10	いずみアイ	120	111
11	明照	100	85
12	高田大谷	132	127
13	真行寺	170	158
14	もみじ	75	65
15	上越カトリック天使	100	74
16	マリア	110	109
17	ほたる	120	117
18	和同	60	52
19	門前にここにこ	222	213
20	こがね	98	86
21	城西	50	47
22	五智	80	79
23	下門前	100	96
24	よしかわ	55	50
25	名立たちばな	35	35
26	かすが	210	190
27	なおえつにここにこ	215	182
28	森のこども園てくてく	24	23
合 計		3,298	3,027

※上記(1)及び(2)の児童数は、通年における平均の見込数

※年度途中の児童増により、施設の面積基準の範囲内において利用定員を超える受入れが可能

※認定こども園は教育認定部分（1号）と保育認定部分（2・3号）の児童数の計

歳出科目（P194～P197）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
特別保育事業	599,272	483,141	116,131

主な財源		主な経費	
国庫支出金	24,880	一般財源	396,482
県支出金	132,413	委託料	571,258
繰入金	45,497	負担金補助及び交付金	
			28,014

【目的】

私立保育園及び認定こども園に対し、各種委託や補助を行うことで、延長保育や一時預かり、未満児保育など多様な保育ニーズに応じた特別保育を実施し、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整える。

【7年度目標】

延長保育や一時預かり、未満児保育など保育ニーズに応じた特別保育を実施し、保護者が安心して子育てができる環境を整える。

【実施内容】

事業名	事業内容	実施園	事業費
未満児保育事業	1歳児に対する保育士の配置基準や0歳児に対する面積基準など、国基準以上で未満児の保育を行う。	私立保育園全園 私立認定こども園27園	190,099
[充]障害児保育事業（県単障害児保育事業含む）	特別な配慮が必要と認められる児童の受入れを行い、必要な保育士の加配を行う。 ※委託料基準額の見直し	私立保育園全園 私立認定こども園25園	321,677
延長保育促進事業	保育認定を受けた児童について、「保育短時間（最長8時間）」又は「保育標準時間（最長11時間）」を超える時間に保育を行う。	私立保育園全園 私立認定こども園全園	42,590
地域活動事業	高齢者との世代間交流や異年齢児との交流事業を行う。	私立保育園2園 私立認定こども園17園	6,112
医療的ケア児保育支援事業	看護師の配置等を支援し、医療的ケアが必要な児童の受入れを行う。	私立認定こども園2園	10,780
一時預かり事業	就労、疾病、育児疲れ解消等の理由による一時的な保育を行う。	私立保育園2園 私立認定こども園6園	23,480

事業名	事業内容	実施園	事業費
保育環境改善等 事業（障害児受入促進 事業・安全対策事業（午 睡事故防止対策・性被害 防止対策））	障害のある児童の保育や午睡事 故防止、性被害防止のために必 要な対策を支援する。	私立保育園 1 園 私立認定こども園 10 園	2,340
保育所等業務効 率化推進事業	保育士等の業務負担を軽減する ため、保育の周辺業務や補助業 務に係る I C T 等を活用した業 務システムの導入や、外国人の 子どもの保護者対応に係る通訳 等のための機器の購入を支援す る。	私立認定こども園 3 園	2,194
合 計			599,272

歳出科目（P196～P197）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公立保育所施設整備事業	135,128	17,406	117,722

主な財源		主な経費	
繰入金	11,629	委託料	65,788
市債	120,800	公有財産購入費	69,340
一般財源	2,699		

【目的】

保育園施設の老朽化や就学前児童数の減少、多様化する保育ニーズ等に対応するため、公立保育園の民間移管を含めた適正配置等の取組を推進する。

【7年度目標】

上越市保育園の適正配置等に係る計画（第4期）に基づき、公立11保育園を3つの枠組みに統合・再編し、新保育園整備に向けた取組を計画的に実施する。

【実施内容】

適正な集団生活の場の確保と良好な保育環境の提供の実現に向け、子どもたちの目線も最大限に考慮した上で、公立保育園の統合・再編に取り組む。

事業名	事業内容	令和7年度の取組	事業費
[新] (仮称) 和田・三郷区新保育園整備事業	和田及び三郷区における公立3保育園（大和保育園・和田保育園・三郷保育園）を統合し、移転整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 新保育園建設候補地の用地調査及び不動産鑑定 地権者協議等及び当該用地の取得 	73,388
[新] (仮称) 津有・高士・諏訪区新保育園整備事業	津有、高士及び諏訪区における公立4保育園（戸野目保育園・上雲寺保育園・高士保育園・諏訪保育園）を統合し、移転整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 新保育園建設候補地の現況測量及び地質調査 	12,441
(仮称) 柿崎区新保育園整備事業	柿崎区における公立4保育園（柿崎第一保育園・柿崎第二保育園・上下浜保育園・下黒川保育園）を統合し、移転整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 新保育園建設候補地の敷地造成に係る設計 新園舎建築等に係る基本設計及び実施設計 	49,299
合 計			135,128

歳出科目（P196～P197）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ファミリーヘルプ保育園運営費	70,214	71,297	△1,083

主な財源		主な経費	
国庫支出金	7,300	繰入金	4,985
県支出金	7,300	一般財源	43,444
使用料及び手数料	7,185	需用費	2,594
		役務費	242
		委託料	66,971
		使用料及び賃借料	366
		備品購入費	41

【目的】

子育て中の保護者の疾病やリフレッシュなど緊急又は一時的な保育ニーズに応えるため、24時間体制の保育サービスを提供する。

【7年度目標】

緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境を整える。

【実施内容】

(1) 対象者

市内に住所を有する生後8週間から就学前までの乳幼児で、保護者が、疾病、リフレッシュ等により緊急又は一時的に保育することができないと認められる児童

※保護者の里帰り出産等に伴い一時的に市内に居住する児童も利用可能

(2) 利用時間・使用料

区分	利用時間	使用料
昼間保育	午前7時から 午後6時まで	3歳未満児：5時間未満700円、5時間以上1,400円
		3歳以上児：5時間未満500円、5時間以上1,000円
夜間保育	午後6時から 午後10時まで	800円
昼夜間保育	午前7時から 午後10時まで	3歳未満児：5時間未満1,500円、5時間以上2,200円
		3歳以上児：5時間未満1,300円、5時間以上1,800円
24時間保育	宿泊を伴う保育	3,000円 午後4時以降から翌日午前8時までの利用は2,000円

(3) 延べ利用者数

区分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
昼間保育	7,165	6,770
夜間保育	28	37
昼夜間保育	354	219
24時間保育	81	4
合計	7,628	7,030

歳出科目（P196～P197）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
病児・病後児保育室運営費	83,455	79,774	3,681

主な財源		主な経費	
国庫支出金	20,803	一般財源	33,879
県支出金	20,803	報酬	4,645
諸収入	7,970	給料	14,910
		職員手当等	5,636
		共済費	4,703
		委託料	50,791
		使用料及び賃借料	1,161

【目的】

仕事と子育ての両立を支援し、子育ての負担感を緩和して、安心して子育てができるよう病気の児童を一時的に保育できる環境を整える。

【7年度目標】

病児・病後児保育室の利用を希望する全ての児童の受入れが可能な環境を整える。

【実施内容】

(1) 事業内容

事業名	内容
病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・当面、症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を保育する。 <p><送迎対応病児保育事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育室の看護師等が、保育園等で体調不良となった児童を保護者に代わって迎えに行き、医療機関での受診後に一時的に保育する。
病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・病気の回復期にあり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を保育する。

(2) 利用時間・利用料等

事業名	実施園等	開設時間	利用料金	事業費
病児保育事業	民間1施設(委託) 妙高市1施設	平日午前8時から 午後6時まで	2,000円/日 ※送迎利用は実費 (上限2,000円/回)	50,107
病後児保育事業	公立2施設 妙高市1施設	平日午前8時から 午後6時まで	1,300円/日	33,348

※ 病児保育事業における送迎対応は、上越市内の1施設のみで実施

提出課	こども家庭センター
-----	-----------

歳出科目 (P 196～P 199)	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
--------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子育てひろば運営事業	120,890	114,610	6,280

主な財源		主な経費	
国庫支出金	40,287	報酬	31,654
県支出金	40,287	職員手当等	8,776
一般財源	40,316	共済費	7,230
		旅費	1,731
		需用費	855
		委託料	70,330

【目的】

未就園児の遊びの場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行うことで、保護者の育児における不安感等の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

【実施内容】

- ・未就園児の遊びの場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行う。
- ・開設数 21 か所（公立保育園 8 か所、私立保育園に委託 13 か所）

<利用状況>

区分	令和 6 年度 (見込み)		令和 7 年度	
	箇所数	延べ利用者数	箇所数	延べ利用者数
公立	8	12,087	8	11,564
私立	13	32,035	13	36,759
合計	21	44,122	21	48,323

歳出科目 (P 198～P 199)	3 款 2 項 3 目	母子福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
母子生活支援施設運営費	32,024	35,363	△3,339

主な財源		主な経費	
国庫支出金	13,296	旅費	96
県支出金	6,648	委託料	26,787
一般財源	12,080	使用料及び賃借料	6
		負担金補助及び交付金	5,135

【目的】

生活の支援が必要な母子世帯の入所・保護を母子生活支援施設に委託し、早期の自立に向けて支援する。

【実施内容】

(1) 委託料及び措置世帯数等（市外施設への入所を含む）

区分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
委託料	15,901	26,633
月平均措置世帯数	4	7
月平均措置人数	13	19

(2) 母子生活支援施設運営事業補助金

母子生活支援施設に入所する母子の自立に向け、安定した支援体制を維持するため、施設に対する運営費の助成を行う。

<補助金額及び措置世帯数（他市町村の措置による入所を含む）>

区分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
補助金額	3,717	5,135
月平均措置世帯数	12	16

歳出科目（P198～P199）	3款2項3目	母子福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ひとり親家庭等支援事業	99,203	100,282	△1,079

主な財源		主な経費	
国庫支出金	5,462	報酬	3,689
県支出金	42,322	職員手当等	1,066
繰入金	1,276	委託料	2,322
一般財源	50,143	負担金補助及び交付金	
			1,293
			89,708

ひとり親家庭の保護者等に対し、医療費や資格取得、養育費の取決めに係る費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、就労を支援するなど、自立に向けた支援を行う。

○ひとり親家庭等医療費助成事業 88,840

【目的】

ひとり親家庭等の保護者及び児童に係る医療費を助成し、経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

ひとり親家庭等の児童及びその児童を監護する母、父又は父母以外の養育者の医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。（所得制限あり）

※一部負担金：入院1,200円/日

通院530円/回（同一医療機関で1か月5回目以降は無料）

※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生から高校卒業相当の年齢まで無料

<助成件数及び助成額>

区分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
助成件数	37,158	37,175
助成額	91,089	83,650

○ひとり親家庭自立支援事業 10,363

【目的】

ひとり親家庭等への相談を通じて、自立に向けた資格取得に対する給付金を支給するなど、対象者の個別事情に配慮しながら就労を支援する。

また、養育費の取決めに要する費用を助成することにより、養育費の受取を促進し、ひとり親家庭の生活の安定を図る。

【7年度目標】

- ・支援が必要なひとり親に対し、窓口での手続きの際などの機会を捉え、ひとり親家庭の自立に資する制度の周知を図るとともに、相談支援や自立支援プログラムの策定により安定した就労につなげる。
- ・養育費の取決めに要する費用の助成を通じて、養育費の受取を促進し、ひとり親家庭の生活の安定を図る。

【実施内容】

(1) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等の母又は父の精神的及び経済的な安定を図るため、関係機関と連携しながら、自立に必要な情報提供や相談等を行うとともに、自立に向けたプログラムを作成し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

(2) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭等の母又は父の主體的な能力開発を支援するため、教育訓練講座受講費用の60%（上限額あり）を支給する。

区 分	支給上限額
一般教育訓練	200,000 円
専門実践教育訓練	400,000 円/年（最大修学年数4年）※

※専門実践教育訓練の指定講座を受講し、受講終了後1年以内に資格取得のうえ就職した場合は、受講費用の25%（上限200,000円/年）を追加支給する。

(3) 高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修学するひとり親家庭等の母又は父に対し、48か月を上限に、月額100,000円（市民税非課税世帯）、又は月額70,500円（同課税世帯）を支給する。ただし、最終の12か月分は40,000円を上乗せし支給する。

(4) 養育費取決め支援助成金

ひとり親家庭の母又は父に対し、養育費の取決めに要する費用（弁護士等への相談費用、公正証書原案の作成を依頼した費用など）を助成する。（上限100,000円）

歳出科目（P198～P199）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童館運営費	11,071	3,999	7,072

主な財源		主な経費	
一般財源	11,071	需用費	277
		役員費	60
		委託料	2,902
		使用料及び賃借料	192
		工事請負費	7,150
		負担金補助及び交付金	490

【目的】

児童が仲間づくりや自発的な活動を通して、心身ともに健やかに成長する環境を整える。

【実施内容】

- (1) 施設名 名立児童館
- (2) 利用対象 低学年児童等
- (3) 管理体制 児童指導員2人を配置（運營業務委託）
- (4) 開設時間 月曜日から金曜日：下校時から午後5時まで
土曜日：午前9時から午後5時まで
- (5) 休館日 日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

(6) 延べ利用者数

施設名	令和6年度 (見込み)	令和7年度
名立児童館	1,341	1,336

(7) その他

- ・ 諏訪児童館について、併設する放課後児童クラブが令和7年度に戸野目小学校へ移転するため、令和7年4月1日から休止する。
- ・ 休止中の高志児童館について、同施設内で実施している放課後児童クラブが令和7年度に高志小学校内へ移転する予定であることから、移転後に施設を除却する。

歳出科目（P200～P201）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ファミリーサポートセンター運営事業	10,183	8,743	1,440

主な財源		主な経費	
国庫支出金	3,000	旅費	6
県支出金	3,000	役務費	200
一般財源	4,183	委託料	8,939
		負担金補助及び交付金	1,038

【目的】

仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを推進するため、地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が助け合う相互援助活動を支援する。

【7年度目標】

依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員を確保するとともに、養成講座などを通じて提供会員の資質向上を図る。

【実施内容】

- (1) 設置場所 オールンプラザこどもセンター内
- (2) 開設時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 休館日 第2・4火曜日（祝日の場合はその翌日）
12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 運営体制 業務委託

(5) 利用料金

区分	料金
平日午前7時～午後7時	900円/時間
上記以外	1,000円/時間

(6) 報酬等

区分	提供会員報酬額	依頼会員利用料金	市補助金額
平日午前7時～午後7時	900円/時間	700円/時間	200円/時間
上記以外	1,000円/時間	800円/時間	200円/時間

(7) 依頼会員への助成

- ・生活保護世帯 全額を助成
- ・市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯 500円/時間を助成

(8) 対象 0歳から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童のいる家庭

(9) 主な活動内容

- ・特別支援学校への児童・生徒の送迎
- ・保育園等への児童の送迎
- ・保育園等の保育対象時間外や保護者の病気及び急用時における児童の預かり
- ・医療機関受診後の病児の預かり

(10) 登録会員数及び活動回数

区 分	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度
登録会員数	1,014	1,080
依頼会員	642	691
提供会員	290	302
両方会員	82	87
延べ活動回数	3,624	4,075

(11) 援助活動以外の取組

- ・サブリーダー会議：年 5 回開催
- ・提供会員養成講座：年 4 回開催
- ・フォローアップ講習会：年 1 回開催
- ・情報交換会、会員交流会、事業 P R 講座：各年 1 回開催
- ・センターだよりの発行：年 2 回
- ・会員募集活動：各地区民生委員定例会や各種団体を対象とする説明会を開催

歳出科目（P200～P201）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こどもセンター運営事業	65,320	58,340	6,980

主な財源		主な経費	
国庫支出金	21,372	諸収入	979
県支出金	17,934	一般財源	22,458
繰入金	2,577		
		報酬	35
		需用費	336
		役員費	570
		委託料	63,459
		使用料及び賃借料	920

【目的】

子どもと保護者が気軽に集い、交流等を促進することにより、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行うことで、出産や育児への不安感等の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

【7年度目標】

こどもセンター及び子育てひろばを児童福祉法に基づく地域子育て相談機関に位置付け、SNSを活用し、個々のニーズに応じた情報提供やチャット形式の相談対応を行うことで、相談支援機能の充実を図る。

【実施内容】

<施設の概要>

区分	オーレンプラザこどもセンター	市民プラザこどもセンター
利用対象	小学3年生までの児童とその保護者	小学校就学前児童とその保護者
開設時間	午前8時30分から午後5時まで	
休館日	第2・4火曜日（祝日の場合はその翌日） 12月29日から翌年1月3日まで	第3水曜日（祝日の場合はその翌日） 12月29日から翌年1月3日まで
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・利用者支援事業 ・一時預かり事業 ・ファミリーサポートセンター事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・オーレンプラザこどもセンターで実施する各種事業の利用に関する問合せへの対応
運営体制	業務委託	

(1) 地域子育て支援拠点事業

① 事業内容

- ・子育て親子の遊びの場、保護者同士の交流の場の提供と交流の促進：通年実施
- ・ベビー健康プラザ：年12回
- ・ぷちベビー健康プラザ：市民プラザこどもセンター … 年16回
大湊区、板倉区、頸城区会場 … 各会場 年6回
- ・すくすくプラザ：年3回
- ・子育てセミナー：年10回
- ・おしゃべり会：年29回
- ・子育て相談：通年実施（保健師等による専門的な相談窓口：年29回）
- ・子育て講座（団体向け）：年2回

- ・子育て講座（個人向け）：年 8 回
- ・保育ボランティア養成講座：年 1 回
- ・子育て情報の収集・発信（子育て応援ステーションの更新、センターだよりの発行）

② 延べ利用者数

区 分	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度
オーレンプラザこどもセンター	75,441	77,649
市民プラザこどもセンター	39,531	41,591
合 計	114,972	119,240

(2) 利用者支援事業

① 開設時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

② 事業内容

- ・利用者のニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援の実施
- ・オンライン子育て相談の実施
- ・子育てで支援に関する情報提供、関係機関との調整
- ・子育てに関するハンドブックの発行：年 1 回
- ・利用者支援セミナー（入園に関する手続きの情報提供等）：年 5 回開催
- ・出張 i n f o 13 区の子育てひろば：8 か所で開催
- ・伴走型相談支援窓口（妊娠 8 か月時の相談支援窓口）の開設

[充] 地域子育て相談機関の設置

こどもセンター及び子育てひろばを児童福祉法に基づく地域子育て相談機関に位置付け、SNS を活用し、個々のニーズに応じた情報提供やチャット形式の相談対応を行う。

(3) 一時預かり事業

① 開設時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

② 事業内容 保護者の就業や疾病等に対応した一時的な保育の実施

③ 利用対象 市内に住所を有するおおむね生後 7 か月から就学前までの乳幼児

④ 利用者負担金

区 分	金 額
3 歳未満児	5 時間未満 700 円
	5 時間以上 1,400 円
3 歳以上児	5 時間未満 500 円
	5 時間以上 1,000 円

⑤ 利用状況

区 分	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度
延べ利用者数	1,205	1,152

歳出科目（P200～P201）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童遊園管理運営費	4,404	5,210	△806

主な財源		主な経費	
諸収入	9	報酬	48
一般財源	4,395	報償費	1,340
		需用費	832
		役員費	108
		委託料	1,622
		使用料及び賃借料	444

【目的】

児童に屋外の遊びの場を提供し、地域における子育てを支援する。

【実施内容】

(1) 設置数 73 か所

<内訳>

区分	高田区	金谷区	春日区	安塚区	大島区	牧区
設置数	1	1	2	1	1	2
区分	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	名立区
設置数	13	6	31	9	3	3

(2) 事業内容

① 専門業者等による遊具の点検

遊具：64基（全171基のうち）

※専門業者による精密点検を実施（3年サイクルで全遊具を点検）

※市職員による全遊具の定期点検を年3回（4月、7月、9月）実施

② 修繕 施設設備：1か所（フェンス修繕）

③ 撤去 遊具：2基

歳出科目（P200～P201）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こどもの家事業	31,057	27,574	3,483

主な財源		主な経費	
一般財源	31,057	需用費	55
		役務費	285
		委託料	30,689
		補償、補填及び賠償金	28

○こどもの家事業 30,257

【目的】

旧こどもの家において、地域と行政が一定の役割分担の下で、子どもたちに安全・安心に遊ぶことのできる場を提供する。

【実施内容】

- (1) 実施場所 旧こどもの家（33か所）、公民館（1か所）
- (2) 利用対象 おおむね3歳以上15歳以下の児童
- (3) 使用料 無料
- (4) 管理体制 町内会等の推薦による管理員を各施設に1人配置
- (5) 実施時間 月曜日から金曜日：午後3時から午後5時まで
土曜日、長期休暇：午後1時から午後5時まで
- (6) 休館日 日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

(7) 利用状況

区分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
延べ利用者数	70,744	70,498

○地域独自の予算事業 800

- ・子どものい～場所開設事業（中郷区）

全世帯アンケートや保護者座談会で得た、子どもの居場所に関する声の解決に向け、子ども同士が気軽に集まり自由な活動ができる場所を提供する。

実施主体：市（提案団体：中郷区地域協議会）

歳出科目（P200～P203）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
三世代交流プラザ管理運営費	7,562	10,652	△3,090

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	151	需用費	1,655
諸収入	7	役員費	175
一般財源	7,404	委託料	5,040
		使用料及び賃借料	95
		負担金補助及び交付金	597

○三世代交流プラザ管理運営費 6,965

【目的】

世代間の交流が促進される地域社会の形成に寄与するとともに、地域による子育てを促進する。

【実施内容】

- (1) 設置場所 上越市南本町三丁目2番26号
(ふれあい広場、自由広場、世代間交流サロン、研修室、調理室)
- (2) 利用時間 午前9時30分から午後6時まで
- (3) 休館日 火曜日（祝日の場合はその翌日）、祝日の翌日、
12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 管理体制 業務委託
- (5) 維持管理 エレベーター、消防用設備等の点検等

(6) 利用状況

区分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
延べ利用者数	19,716	21,200

○地域独自の予算事業 597

- ・三世代交流フェスティバルと健康づくり交流事業（高田区）

世代間交流を推進するとともに、南三世代交流プラザの利用促進及び地域住民の健康福祉の増進を図るため、三世代交流フェスティバル、三世代ふれあい広場を開催する。

実施主体：南三世代交流プラザ運営協議会

歳出科目（P202～P203）	3款2項5目	若竹寮運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
若竹寮管理運営費	269,839	237,045	32,794

主な財源		主な経費	
国庫支出金	900	一般財源	25,107
県支出金	234,479	報償費	70
分担金及び負担金	9,353	旅費	15
		需用費	1,308
		委託料	264,834
		工事請負費	2,090
		備品購入費	1,522

【目的】

何らかの事情により社会的養護が必要な児童を養護し、入所児童一人一人の生活状況に対応した養育を行うとともに、自立のための援助を行う。

【実施内容】

(1) 指定管理者

社会福祉法人みんなでいきる

（指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）

(2) 業務内容

- ・入所児童の養育、自立のための援助
- ・若竹寮の運営及び施設設備の維持管理
- ・養育職員の体制強化

(3) 入所児童の状況（各年度3月1日時点の見込み）

区分	令和6年度	令和7年度
未就学児童	3	4
小学生	21	22
中学生	8	13
高校生	8	6
合計	40	45

(4) 施設整備

- ・給湯器入替修繕
老朽化に伴い児童の居住棟の給湯器を2台更新する。
- ・防犯カメラ設置工事
児童及び職員の安全確保のため屋外用防犯カメラを3台設置する。
- ・スチームコンベクションオープン購入
老朽化に伴い厨房のスチームコンベクションオープンを1台更新する。

提出課	幼児保育課こども発達支援センター
-----	------------------

歳出科目 (P202～P203)	3款2項6目	こども発達支援センター運営費
------------------	--------	----------------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こども発達支援センター事業	18,150	19,944	△1,794

主な財源		主な経費	
諸収入	15,082	報酬	1,440
一般財源	3,068	給料	8,280
		職員手当等	2,978
		共済費	2,402
		需用費	1,136
		使用料及び賃借料	628

子どもへの発達支援及び子どもの成長や発達に応じた保護者への支援を通して、子どもの健やかな育ちを育む。

○児童発達支援事業 17,991

【目的】

子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの通所による個別支援等を行い、子どもの健やかな育ちを育む。

【7年度目標】

民間事業所や保育園等との連携を一層強化し、身近な地域で子どもの育ちを支援する体制を整える。

【実施内容】

(1) 国の制度に基づく事業

- ・切れ目のないサービスを実現するため、障害の有無にかかわらず障害児相談支援や児童発達支援、保育所等訪問支援を行う。
- ・民間事業所との連携により、身近な地域でサービスを提供する体制を整える。

区分		令和6年度 (見込み)	令和7年度
障害児相談支援	利用者実人数	30	55
	延べ件数	90	170
児童発達支援	利用者実人数	60	80
	延べ件数	940	1,200
保育所等訪問支援	利用者実人数	10	20
	延べ件数	150	250

(2) 市独自事業

- ・子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者への相談支援を行うとともに、発達に遅れ等のある子どもに対し、一人一人の状態に応じた個別支援等を行う。

- ・相談支援の対象児童の在籍園を訪問し、地域での生活を支援する。
- ・保育士と臨床心理士がチームとなって、保育園等を訪問する巡回相談を実施する。
- ・休日相談会を実施し、保護者の相談に応じ必要な支援につなげる。

区 分		令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度
相談支援	利用者実人数	600	600
	延べ件数	1,900	1,900
発達支援	親子支援	利用者実人数	20
		延べ件数	540
	個別支援	利用者実人数	130
		延べ件数	2,500
相談支援児童に係る園訪問	実施件数	120	150
保育園等巡回相談	実施件数	55	55
休日相談会	参加親子(組)	10	12

○一時保育支援事業 159

【目的】

こども発達支援センターを利用する子どもの一時保育を通して、保護者の子育てに係る負担の軽減を図る。

【7年度目標】

子どもの特性に応じた配慮を行い、一時保育中の事故やけがを防止し、安全な保育を実施する。

【実施内容】

- (1) 内 容 保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に、子どもの一時保育を実施する。
- (2) 対 象 者 こども発達支援センターを利用する未就園児
- (3) 実施場所 こども発達支援センター保育ルーム
- (4) 実施日時 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (5) 利用料金 4 時間未満 500 円、4 時間以上 900 円
- (6) 利用状況

区 分	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度
利用者実人数	1	5
延べ件数	13	21

提出課	こども家庭センター
-----	-----------

歳出科目 (P 208～P 209)	4 款 1 項 2 目	母子衛生費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
母子保健事業	208,206	206,781	1,425

主な財源		主な経費	
国庫支出金	10,322	諸収入	4,746
県支出金	10,402	一般財源	177,444
繰入金	5,292		
		報酬	28,581
		職員手当等	2,318
		報償費	8,824
		需用費	3,020
		委託料	125,287
		扶助費	34,396

母子保健法に基づき、母性及び乳幼児の健康の保持・増進及び生涯を通じた健康への基盤づくりのための各種母子保健サービスを推進するもの。

○妊婦一般健康診査等事業 106,453

【目的】

妊婦自身が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群等の予防や体調変化に早期に対応できるようにするとともに、妊娠期から子どもの成長・発達・育児について考える機会を持つことにより、子育てに関する不安の軽減及び生涯を通じた健康への基盤づくりを推進する。

【7年度目標】

- ・妊娠届出時や各種母子保健事業において、母子健康手帳アプリ「母子モ」や子育て支援AIチャットボットサービスの活用を促し、利用者が利用可能な支援について適切な時期に情報収集できることを目指す。
- ・産婦健康診査において、産後うつ病等の支援が必要な産婦を把握し、適切な支援につなげる。

【実施内容】

(1) 母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査

- ・妊娠届出時に妊婦及びその配偶者と面談し、必要な支援の提案など妊娠期から育児期までの見通しを立てるための支援を行う。(妊婦等包括相談支援事業)

[充]・妊婦一般健康診査を公費負担し、適切に受診するよう促す。また、多胎等により妊婦一般健康診査の受診が、これまでの助成上限である14回を超えた場合も、基本的な健康診査に伴う費用を助成する。

- ・里帰り出産等により、県外で受診した妊婦一般健康診査費用を還付する。

区分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
妊婦一般健康診査受診者数	12,071	11,728

(2) すくすく赤ちゃんセミナー・産前産後相談事業 (妊婦等包括相談支援事業)

生涯を通じた健康づくりは妊娠期から始まるという視点で、妊婦及びその家族への健康教育を実施する。また、産前産後に不安を抱える妊産婦への相談支援を行う。

(3) 産婦健康診査

産後間もない時期の産婦に対する健康診査を公費負担（1回、上限5,000円）し、産後うつ病のスクリーニング結果から支援が必要な産婦を把握する。

区 分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
産婦健康診査受診者数	804	853

(4) 初回産科受診料公費負担（上限10,000円）

所得の少ない妊婦に対し、初回産科受診料を公費負担し、妊娠早期の受診につなげる。

(5) 子育て支援AIチャットボットサービスの運用

AI（人工知能）を活用した妊娠や出産、子育てに関する問合せサービスの提供により、子育て家庭等が時間や場所にとらわれず、必要な情報をスムーズに収集できる環境を整える。

○妊産婦・新生児訪問指導事業 7,989

【目的】

母子保健法に基づき、保健指導が必要な妊産婦等の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児等に必要な保健指導や子育て相談を行うことにより、正常な妊娠・出産及び育児の確保に努め、母子の健康の保持・増進と虐待予防の強化を図る。

【7年度目標】

- ・妊娠期及び乳児期からの健康づくりを推進するため、必要に応じて妊婦訪問を勧めるとともに、生後4か月までの乳児及び産婦の全数訪問を目指す。
- ・産後うつ病のリスクが高いなど支援が必要な産婦を出産後早期からの適切な支援につなげる。

【実施内容】

(1) 妊産婦・新生児訪問指導事業及びこんにちは赤ちゃん事業（妊婦等包括相談支援事業）

出産後おおむね4か月までに、乳児及び産婦への助産師や保健師による全数訪問を実施する。

(2) 訪問型産後ケア事業（1日の利用につき自己負担1,500円、上限5回）

産婦・新生児訪問や産婦健康診査において把握した支援が必要な産婦に対し、助産師が家庭訪問を行い、授乳及び育児指導等を行う。

(3) 宿泊型産後ケア事業（1日につき自己負担5,000円、上限5日）

出産後間もない時期に、産科医療機関等において把握した支援が必要な産婦に対し、産科医療機関での宿泊を行い、産後の身体回復及び育児指導等を行う。

区 分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
訪問指導件数	2,234	2,175
訪問型産後ケア事業利用件数	208	250
宿泊型産後ケア事業利用件数	20	40

○産前・産後ヘルパー派遣事業 1,480

【目的】

体調不良のため、家事や育児が困難な妊産婦の家庭及び多胎児を出生した家庭等に対して、ホームヘルパーを派遣することにより、妊産婦の心身の健康を維持する。

【7年度目標】

- ・妊娠届出時及びすくすく赤ちゃんセミナー等の母子保健事業を実施する際に事業の周知を図り、支援が必要な家庭が制度を利用できるようにする。
- ・委託事業者数を維持し、支援が必要な家庭の利用希望に応えられる環境を整える。

【実施内容】

- (1) 対象期間 妊娠中及び産後16週以内、また多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内
- (2) 利用時間 子1人あたり上限60時間
- (3) 派遣内容 家事援助、兄姉の世話、乳児の世話及び母親への支援
- (4) 利用料金 日中（午前8時～午後6時） 30分につき275円
早朝（午前6時～午前8時） 30分につき625円
夜間（午後6時～午後10時） 30分につき625円
深夜（午後10時～午前6時） 30分につき943円

区 分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
延べ利用時間	449	596

○乳幼児健康診査等事業 58,193

【目的】

子どもの成長・発達に関する学習の機会を提供することにより、保護者自身が子どもの育ちを確認できることを目指すとともに、適切な時期での健康診査の受診を促すことにより、疾病や異常の早期発見と成長・発達に応じた支援につなげる。

【7年度目標】

- ・各乳幼児健康診査の受診率98.0%以上を目指す。
- ・乳幼児健康診査や離乳食相談会において、肥満予防の保健指導を行い、3歳児の肥満度15%以上児の減少を目指す。

【実施内容】

(1) 集団健診

- ・3か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児及び3歳児に対する健康診査を実施し、疾病等が発見された場合には、医療機関への受診を促す。
- ・3か月児を除く集団健診において、歯科健康診査とフッ化物歯面塗布（希望者のみ自己負担1,000円）をあわせて実施する。
- ・成長曲線を活用した乳幼児期の保健指導及び成長・発達や育児等に関する個別相談を行う。

区 分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
乳幼児健康診査受診率	97.5%	98.0%以上

(2) 個別健診（医療機関委託）

医療機関において、6か月児及び9か月児の個別健診を実施する。

(3) 離乳食相談会

- ・離乳食初期（5か月児）、離乳食中期（7か月児）の2回実施する。
- ・離乳期の栄養、成長・発達及び育児等に関する個別相談を行う。

(4) 新生児聴覚検査

生後2～4日に行う新生児聴覚検査の初回検査費用を公費負担（上限5,000円）し、聴覚障害児の早期診断・早期支援につなげる。

[充] (5) 母子健康手帳サービス事業の機能拡充

母子健康手帳アプリ「母子モ」の機能拡充を行い、予約サービス及び質問票サービスを導入することで、市民の窓口における待ち時間の短縮や利便性の向上を図る。

① 予約サービス

母子健康手帳交付や乳幼児健康診査、各種セミナーをスマートフォン等からオンライン予約をすることができるサービス

② 質問票サービス

母子健康手帳交付時に記入している必要事項を、スマートフォン等から事前に入力することができるサービス

○不妊不育治療費助成事業 32,138

【目的】

子どもを産み育てたいと願う市民が安心して妊娠・出産を迎えられる環境を整えるため、不妊不育治療に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

【7年度目標】

必要な人がもれなく制度を利用できるよう、医療機関への周知を行うとともに、広報上越や市ホームページ等により市民への情報発信を行う。

【実施内容】

- (1) 助成対象：不妊不育治療や検査及び保険診療費の一部負担金、保険適用外診療費の自己負担分、薬局で処方された薬の自己負担分
ただし、国又は他の地方公共団体の助成金その他の金銭の給付を受けた場合は、給付を受けた額を差し引いた後の額を助成対象とする。

(2) 助成割合等

① 生殖補助医療（保険適用）

- ・助成割合 100%（上限 100,000 円）
- ・体外受精、顕微授精及び男性不妊の手術に係る治療を対象に、治療周期毎に申請が可能

② 一般不妊治療及び生殖補助医療（保険適用外）

- ・助成割合 50%（上限 100,000 円）
- ・タイミング法や人工授精などの治療に要した期間の初日が属する年度につき 1 回の申請が可能

③ 不育治療

- ・助成割合 50%（上限額 100,000 円）
- ・不育症の治療に要した期間の初日が属する年度につき 1 回の申請が可能

区 分	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度
助成件数	495	463
助成金額	28,596	32,031

○子育て・女性・思春期相談事業 1,953

【目的】

生涯を通じた健康づくりの推進に向け、妊娠・出産・育児期や次世代を担う思春期及び更年期等、各ライフステージに応じた知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活にあわせた適切な支援や保健指導を行う。

【7 年度目標】

- ・中学生、高校生を対象とした思春期保健事業について、関係機関と連携し、市内全ての中学校及び高等学校での健康講座を実施する。
- ・助産師の健康相談室において母親等の不安を軽減できるよう支援する。

【実施内容】

(1) 助産師の健康相談室

- ・開設回数：週 4 回 月・木曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
金曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

- ・相談体制：電話及び来所による相談
- ・周知方法：ホームページや各種子育て支援関連のパンフレットでの周知
妊娠届出時及び訪問、思春期保健事業等の事業を通じた周知

(2) 思春期保健事業

- ・中学校で「命、きずなを考える講座」を、高等学校で「思春期保健講座」を開催し、性の発達及びそれに伴う健康問題など、学年や実態にあわせた健康教育を実施する。

区 分	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度
命、きずなを考える講座開催回数	77	79
思春期保健講座開催回数	37	36

歳出科目（P208～P211）	4款1項2目	母子衛生費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
妊産婦・子ども医療費助成事業	716,394	716,199	195

主な財源		主な経費			
県支出金	178,876	報酬	3,454	役務費	455
繰入金	55,858	職員手当等	998	委託料	20,063
一般財源	481,660	共済費	807	扶助費	690,475

【目的】

妊産婦と子どもの医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進する。

【実施内容】

(1) 妊産婦医療費助成

妊産婦の医療費について、医療機関等で支払う自己負担額の全額を助成する。

<助成件数及び助成額>

区分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
助成件数	11,019	10,093
助成額	55,161	51,814

(2) 子ども医療費助成

高校卒業相当の年齢までの子どもの医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。

※一部負担金：入院 1,200 円/日

通院 530 円/回（同一医療機関で1か月5回目以降は無料）

※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生から高校卒業相当の年齢まで
無料

<助成件数及び助成額>

区分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
助成件数	341,241	328,939
助成額	718,412	638,661

歳出科目（P210～P211）	4款1項2目	母子衛生費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
未熟児養育医療給付事業	6,066	5,633	433

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2,321	委託料	3
県支出金	1,160	扶助費	6,063
一般財源	2,585		

【目的】

生まれたときの体重が一定以下等により、入院を必要とする乳児に対し、その治療に必要な医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

(1) 制度概要

生まれたときの体重が2,000グラム以下又は2,000グラムを超えていても医師の診断により一定の症状を有している乳児に対し、医師が入院養育を必要と認めた場合に医療費の一部を助成する。

(2) 給付期間

出生日から最長で満1歳の誕生日前日まで

(3) 給付件数及び給付額等

区分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
給付件数	83	63
給付人数	53	35
給付額	8,586	6,063

歳出科目（P210～P211）	4款1項2目	母子衛生費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
妊婦のための支援給付事業	101,825	108,531	△6,706

主な財源		主な経費	
国庫支出金	97,699	報酬	1,686
県支出金	1,849	職員手当等	487
一般財源	2,277	役務費	635
		委託料	426
		負担金補助及び交付金	
			98,000

【目的】

妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない相談支援と経済的支援を組み合わせ、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる社会づくりを推進する。

【実施内容】

妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等に対する相談支援（母子保健事業における妊婦等包括相談支援事業P52）と妊婦のための支援給付を組み合わせ実施する。

※「出産・子育て応援ギフト」が、令和7年4月1日から、子ども・子育て支援法に基づく「妊婦のための支援給付」として制度化されるため、事業名を「出産・子育て応援事業」から変更する。

<支給内容>

- ・妊娠届出時：5万円を支給
- ・出生届出時：妊娠した子どもの数×5万円を支給

<支給人数及び支給額>

区分	令和6年度 (見込み)	令和7年度
支給人数	1,789	1,960
妊娠届出時	909	960
出生届出時	880	1,000
支給額	89,450	98,000

歳出科目（P212～P213）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子どもの予防接種事業	309,809	413,464	△103,655

主な財源		主な経費	
一般財源	309,809	報酬	1,700
		職員手当等	487
		需用費	674
		役務費	1,127
		委託料	300,050
		扶助費	5,267

【目的】

様々な疾病に対する予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生とまん延を防ぎ、公衆衛生の向上を図る。

【7年度目標】

医療機関と連携し、積極的に接種勧奨を行い、各種予防接種の接種率の向上を目指す。

【実施内容】

対象者 定期接種対象者
 実施方法 委託医療機関での個別接種
 実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 助成額 接種費用の全額

<接種率の見込み・計画>

(単位：%)

種類	令和6年度 (見込み)	令和7年度
五種混合	98.9	93.8
二種混合	81.1	81.0
麻しん風しん混合	1期	98.6
	2期	99.5
日本脳炎（定期）	97.0	86.3
BCG	97.1	92.0
小児用肺炎球菌	93.6	91.3
水痘	97.0	89.0
B型肝炎	89.9	91.0
ロタウイルス	76.1	91.0
子宮頸がん*	17.7	28.6

※令和6年度末でキャッチアップ接種が終了となるため、令和7年度計画は定期接種対象者のみの数値。また、キャッチアップ接種期間終了後の経過措置の対象者の数値は含めていない。

<キャッチアップ接種終了後の経過措置について>

概要 令和6年夏以降の大幅な需要の増加に伴い、子宮頸がん予防ワクチンを、

接種希望であっても受けられなかった人に対する救済的な措置であり、条件付きで令和7年度中のHPVワクチン接種不足分についても、公費負担として扱うもの

- 対 象 者
- ・平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女性（キャッチアップ接種対象者及び定期接種最終年）
 - ・キャッチアップ接種期間中にHPVワクチンを1回以上接種している人
- 実施期間
- キャッチアップ接種期間終了後、1年間（令和8年3月31日まで）